別記様式

年　月　日

内閣総理大臣　殿

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

「器具及び容器包装の原材料に含まれる物質の含有量等に関する安全性審査の手続」に基づく申請書

「器具及び容器包装の原材料に含まれる物質の含有量等に関する安全性審査の手続」（令和７年内閣府告示第102号）に基づき、別添の器具及び容器包装の原材料に含まれる物質の含有量等に関する安全性審査を行うよう申請します。

（注）
1．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
2．字は墨、インク等を用い、邦文にあっては楷書ではっきり書くこと。

○金融庁財務省告示第１号

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）第十七条の二及び第十七条の三の規定に基づき、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第十七条の二及び第十七条の三の規定に基づき国又は地域を指定する件（令和五年金融庁財務省告示第二号）の一部を次のように改正し、令和七年八月一日から適用する。

令和七年六月二十五日

金融庁長官　井藤　英樹
財務大臣　加藤　勝信

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（令第十七条の二に規定する金融庁長官及び財務大臣が指定する国又は地域）	（令第十七条の二に規定する金融庁長官及び財務大臣が指定する国又は地域）
第一条　犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（次条において「令」という。）第十七条の二に規定する金融庁長官及び財務大臣が指定する国又は地域は、次に掲げる国又は地域以外の本邦の域外にある国又は地域とする。	**第一条**　［同上］
一　アイルランド	［号を加える。］
二～五　［略］	一～四　［同上］
六　イタリア	［号を加える。］
七・八　［略］	五・六　［同上］
九　ウズベキスタン	［号を加える。］
十　［略］	七　［同上］
十一　英領バージン諸島	［号を加える。］
十二　［略］	八　［同上］
十三　オーストリア	［号を加える。］
十四　オランダ	九　［同上］
十五　［略］	［号を加える。］
十六　キプロス	［号を加える。］
十七　ギリシャ	十・十一　［同上］
十八　クロアチア	［号を加える。］
十九・二十　［略］	十二・十三　［同上］
二十一　ジャージー	［号を加える。］
二十二・二十三　［略］	［号を加える。］
二十四　スウェーデン	［号を加える。］
二十五　スペイン	［号を加える。］
二十六　スロバキア	［号を加える。］
二十七　スロベニア	十四・十五　［同上］
二十八・二十九　［略］	［号を加える。］
三十　チェコ	［号を加える。］
三十一　デンマーク	十六　［同上］
三十二　［略］	［号を加える。］
三十三　トルコ	十七～二十　［同上］
三十四～三十七　［略］	［号を加える。］
三十八　ハンガリー	二十一　［同上］
三十九　［略］	［号を加える。］
四十　フィンランド	［号を加える。］
四十一　フランス	［号を加える。］
四十二　ブルガリア	二十二　［同上］
四十三　［略］	［号を加える。］
四十四　ベルギー	［号を加える。］
四十五　ポーランド	二十三・二十四　［同上］
四十六・四十七　［略］	［号を加える。］
四十八　マルタ	二十五　［同上］
四十九　［略］	［号を加える。］
五十　マン島	二十六　［同上］
五十一　南アフリカ共和国	［号を加える。］
五十二　［略］	二十七　［同上］
五十三　ラトビア	［号を加える。］
五十四　リトアニア	二十八　［同上］
五十五　［略］	［号を加える。］
五十六　ルーマニア	
五十七　［略］	